

鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）

第2条第1項により設置された鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 評価機関の認証に関する事項
- (2) 評価基準の策定及び評価手法に関する事項
- (3) 評価結果の開示に関する事項
- (4) 評価調査者の養成に関する事項
- (5) 第三者評価事業の普及啓発に関する事項
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事項
- (7) その他第三者評価事業の実施のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、福祉、経営等の学識経験者、福祉・保健サービスの利用者その他その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後であっても、新たな委員が任命されるまではなおその職務を行う。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、福祉保健部長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の決議事項について、利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

5 委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部福祉監査指導課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

2 鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会設置規約（平成16年6月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。